

大阪地裁所長オヤジ狩り事件

無罪の確定した藤本・岡本両青年と3人の少年たちに対し 国並びに大阪府などによる速やかな損害賠償を求める

要 請 書

2004年2月、大阪市住吉区で発生した「大阪地裁所長オヤジ狩り事件」の犯人として逮捕された2人の青年と3人の少年たちは、事件から4年の時を経て、ようやく無実を晴らすことができました。

青年2人はいずれも、適切な弁護活動により、警察の暴力的取り調べにも耐え、自白することなく否認のまま公判に臨みました。しかし少年たちは三人三様、警察による不当な自白強要に、身を守るすべもなく、身に覚えのない罪を認めさせられることになりました。

結果、ひとり児童相談所から自立支援施設送りに、ひとり少年院送りに、ひとり少年院送致決定となりました。そして、無実であることが認められるまでには長期の歳月を費やし、多感な成長期に多大な不利益をこうむることになりました。

同様に、不当な逮捕と8カ月に及ぶ長期勾留により、青年たちも職を失い、人間関係を切断され、家族をも巻き込んで、かけがえのない4年の歳月を、刑事被告人として過ごさなくてはなりませんでした。

警察は事件発生当初から、見込み捜査による暴力的・脅迫的取り調べを繰り返し、自白を強要、少年を保護すべき児童相談所はその役割を果たさず、検察庁は起訴から公判、さらには無罪が明らかになった後も、いたずらに捜査側の主張を維持、主張し続けたことなど、その違法性は誰の目にも明らかです。

5人の無実を確信し、無罪判決をともに喜んだものとして、私たちは警察や検察などが、その違法性を認め謝罪すること、そして5人の被った損害を賠償することを求めます。

貴裁判所が、一日も早く、市民の常識にかなった当たり前の判断＝2人の青年と3人の少年たちの主張に沿った判決を下されるよう、強く要請するものです。

年 月 日

大阪地方裁判所 民事第七部 御中

氏 名	住 所

〔取り扱い団体〕 **大阪地裁所長オヤジ狩り事件国賠裁判支援する会**

〒530-0041 大阪市北区天神橋1-13-15 日本国民救援会大阪府本部気付